

奨学のための給付金（新入生に対する前倒し給付）について

- この給付金は生活保護受給世帯又は住民税非課税世帯が対象です。
- 上記以外のご家庭は対象外です

◆申請について

- 奨学のための給付金は、6月下旬～7月上旬にご案内を予定しています。（以下「通常申請」）
- 「通常申請」の給付額の1/4を先に給付する制度が、今回ご案内の「新入生に対する前倒し給付」（以下、前倒し給付）
- 次ページの申請案内をご覧ください、前倒し給付を申請される方は、下記までお問合せください。（申請締め切り6月23日）

◆問い合わせ先

淀川清流高等学校 事務室 菅井

事務室直通 080-7024-9166 8:30～17:00

申請案内

大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金 「新入生に対する前倒し給付」の受給申請手続きについて

提出期限 6月23日(金)事務室必着

制度概要

- 新入生のうち希望者に対して、**奨学のための給付金の年額の1/4（4～6月分）**を早期に支給します。
 - ★奨学のための給付金とは、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、返還不要の現金を支給する制度です。通常、7月に申請し、12月末頃に年額分が支給されます。
- 前倒し給付の申請をただけでは年額の1/4（4～6月分）しか支給されません。**別途、7月に通常申請を行うことで残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。
- 前倒し給付を申請せず通常申請のみを行うことも可能です。その場合、12月末頃に年額分がまとめて支給されます。（Ⓜ前倒し給付と通常申請は支給要件が異なります。裏面「支給対象となる要件」を確認してください。）

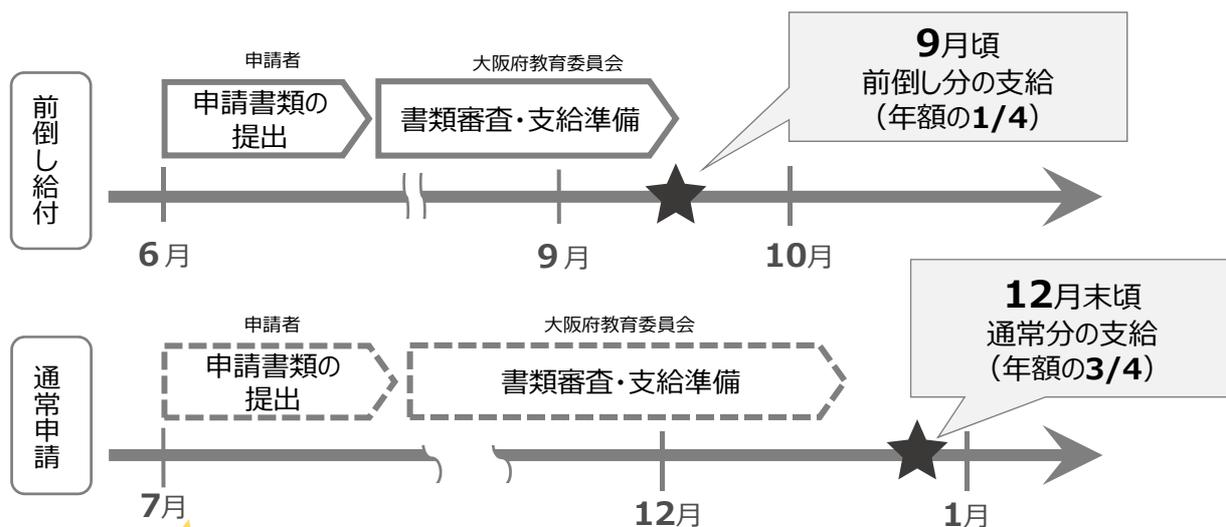
支給金額

区分	対象生徒の区分		給付金額（年額の1/4）		
			全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒		8,075円		
2	区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒		29,275円	12,625円	
3	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合（※1 ※2） a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校（全日制・定時制）に在学していないこと	35,925円		

※1 年齢及び扶養者の状況は令和5年4月1日現在で判断します。また、扶養の状況は健康保険証等により判断します。

※2 保護者等以外に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません（保護者等は、就学支援金での考え方と同じです）。

申請から支給までの流れ（前倒し給付・通常申請）



ご注意ください!

前倒し給付を申請ただけでは、**4～6月分（年額の1/4）**しか支給されません！
通常申請の要件に該当する場合は、**7月に通常申請を別途行ってください。**
7月～翌年3月分（年額の3/4）を受け取れます。

支給対象となる要件

前倒し給付を受けるには、**令和5年4月1日現在**において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等全員の**令和4年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税**（0円）又は**生活保護（生業扶助）受給世帯**であること。（※3）
- ② 保護者等が**大阪府内に住所を有している**こと。（※4）
- ③ 生徒が就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象者となる者であること。
- ④ 生徒が高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、原則、令和5年4月1日現在において休学していないこと。
- ⑤ 生徒が国公立の高等学校等に在学していること（大阪府外の国公立高等学校等も対象となります）。
- ⑥ 生徒が令和5年4月1日に高等学校等の第1学年に**新入学した生徒**であること。

※3 **令和5年度**道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税**、又は令和5年7月1日現在において**生活保護（生業扶助）受給世帯**である場合は、**通常申請の支給対象となります**。

※4 大阪府外に在住している場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

⑧ 保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、住民税の所得割額が確認できない場合は対象外です。

⑨ 児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

申請に必要な書類

	申請書	生活保護受給証明書	課税証明書等（※5）	生徒本人の保険証の写し	兄弟姉妹の保険証の写し	通帳等の写し	在学証明書
区分1：生活保護受給世帯	●	●	—	—	—	●	▲（※6）
区分2：非課税世帯（第1子）	●	—	●	●	—	●	▲（※6）
区分3：非課税世帯（第2子）	●	—	●	●	●	●	▲（※6、7）

※5 次の①～③のいずれかの書類です。配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は必要です。

①令和4年度市町村民税・府民税 課税（非課税）証明書の原本

②【サラマン世帯の方】令和4年度市町村民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）のコピー

③【自営業世帯の方】令和4年度市町村民税・府民税 納税通知書のコピー

※6 国立高等学校等又は大阪府外の公立高等学校等に在学する生徒で、お通りの学校を介さず申請を行う場合、生徒本人の在学証明書（令和5年4月1日現在の在学を確認できるもの）が必要です（在学証明書の様式は大阪府HPよりダウンロードできます）。

※7 兄弟姉妹が「高等学校等に在学する23歳以上の兄姉」又は「通信制の高等学校等に在学している弟妹」である場合、兄弟姉妹の在学証明書（令和5年4月1日現在の在学を確認できるもの）が必要です。

FAQ



結果や振込日はどのようにわかりますか。

- A. 9月頃に学校を通じて審査結果の通知書をお渡します。
支給決定の場合は、通知書の下部に振込予定日を記載いたします。



令和4年度・5年度共に非課税の世帯です。前倒し給付を申請せず通常申請のみ行った場合、金額は変わりますか。

- A. 年間で受け取る合計額は同じです。
前倒し給付は、通常申請とは別に申請を行うことで、年額の1/4を先に受け取る制度です。
通常申請のみを行い支給決定を受けた場合は、12月末頃にまとめて支給されます。

お問合せ先

【提出期限や、提出に必要な書類などに関すること】

淀川清流高等学校 事務室 TEL：080-7024-9166

【制度の概要などに関すること】

大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

TEL：06-6941-0351(代) FAX：06-6946-1141

大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>